

社会福祉法人六高台福祉会

松寿園ケアスクールプラス（介護職員初任者研修）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修の実施事業所は次のとおりとする。

名称 社会福祉法人六高台福祉会

理事長 正田 貴之

所在地 千葉県松戸市六高台2丁目19番地の2

（名称）

第2条 実施する研修事業（以下、研修という）の名称は次のとおりとする。

名称 松寿園ケアスクールプラス

（理念・目的）

第3条 家族介護、施設・事業所の介護力が向上することにより、誰しものが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような街づくりに貢献する。

介護に従事しようとする者を対象とした基礎的な研修として、専門的な姿勢、知識、技術を習得するための研修とすることを目的とする。

（実施課程及び形式）

第4条 前条の目的を達成するために、次の研修を実施する。

介護職員初任者研修（通学形式とし通信は行わない）

（年間事業計画）

第5条 令和3年度研修事業は、別添「研修予定表」のとおり実施する。

（受講対象者及び定員）

第6条 受講対象者及び定員は次のとおりとする。

- (1) 介護に興味・関心のある方
- (2) 在宅において福祉介護に関わっている方、又は想定される方
- (3) 福祉介護サービス従事者に関わることを考えている方
- (4) 研修開始日にて16歳以上の方
- (5) 研修スケジュール全日程受講可能な方
- (6) ひらがなの読み書きができる方
- (7) 定員12名
- (8)

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

一般：57,200円(税・テキスト代含む)

学生：42,900円(税・テキスト代含む)

※研修終了後、当会に就職された場合は、返金制度があります。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は中央法規出版 介護職員初任者研修テキスト(全2冊)とする。

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添「研修予定表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別添「講義会場一覧」及び「演習会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別添「講師一覧表」のとおりとする。

(実習施設)

第12条 特別養護老人ホーム松寿園、通所介護事業所松寿園、短期入所生活介護事業所松寿園、訪問介護事業所松寿園とする。

(募集手続き)

第13条 受講申込手続きは次のとおりとする。

- (1) 受講申込者は当法人指定の「受講申込書」に必要事項を記入し持込・郵送・FAXのいずれかの方法により申込を行う。
- (2) 当法人は申込内容を確認後、受講決定通知書と受講料支払い案内を受講者宛てに案内する。
- (3) 受講申込者は受講料支払いの案内を受けた後、持込及び振込にて受講料を納入する。
- (4) 当法人は受講料納入確認後、教材及び受講の際の注意事項を受講申込者に発送する。

これをもって受講申込手続き完了とする。

- 2 受講申込手続き完了後の解約については、研修期間の標準受講期間内において解約申出を受ける。解約時の返金については、次のとおりとする。

- (1) 開講日の4日前までの場合はキャンセル料(10,000円)を差し引いた額を返金する。
- (2) 開講日の3日前以降のキャンセルについては、原則受講料を全額納入として返金は行わない。
- (3) 受講途中の退学についても返金は行わない。

(通信による実施方法)

第14条 通信による実施は行わない。

(研修修了の認定)

第15条 受講者は全カリキュラム(講義・演習・実習)の出席を原則とする。

研修修了の認定として、演習時に実技を行い技術習得の確認を行う。又カリキュラム修了後に評価を行う。

※別添「介護員養成研修の修了評価について」のとおりとする。

(研修の遅刻、早退、欠席者の取り扱い)

第16条 研修開始前に当法人で準備をした出席簿により出欠の確認をする。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届出ることとする。

なお、20分以上遅刻については講座終了後に補講を行う。早退については原則として認めない。補講の場合、1時間1,000円とする。

(補講について)

第17条 やむを得ない事情で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内での補講(振替受講)を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。2日目までは無料、3日目は1時間当たり1,000円とする。

※4日目は認めない。(受講料の返金は行わない)

※補講の場合、1時間1,000円とする。

(受講の取り消し)

第18条 次の各号に一に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者
- (2) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (3) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (4) 自力で演習内容を行うことができない者
- (5) その他、事業者が不相当とみなした者

2 受講を取り消される(受講途中の退学含め)に至った者は、その間履修した当該研修については全て無効とする。

その際の受講費については、13条2項とおり返金は行わない。

(修了証書等の交付)

第19条 第15条により修了を認定された者は、千葉県介護員養成研修事業指定事務取扱要綱の11に定める修了証書及び修了証明書(携帯用)を交付する。
また、修了証書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により有料にて再交付をする。

(修了者管理の方法)

第20条 修了者は修了者名簿に記載し、要綱に指定された様式に基づき知事に報告する。また、修了者名簿情報については永年管理する。

(公表する情報の項目)

第21条 研修期間が公表すべき情報については別紙「研修機関が公表すべき情報の内容」をホームページ上で公表する。

(研修事業執行担当部署)

第22条 研修事業は当法人の本部(サポートセンター)で行う。

(その他留意事項)

第23条 研修事業の実施に当たり、以下のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
- (2) 苦情対応部署：法人本部サポートセンター 電話：047-386-6357
苦情解決担当者：福嶋 清美 苦情解決責任者：齋藤 直人
- (3) 著作権について、本講座で使用する教材・質問回答・添削問題の問題・解答解説等の著作物に対し次のとおり禁止する。
 - ① 著作物の複製・転載・転用・インターネットによる公衆送信・販売・頒布・譲渡・貸与・変更等を行うこと。
 - ② 方法、理由の如何を問わず、講義内容を音声又は画像にて記録をとること。

(本人確認)

第24条 当該研修を受講するにあたり、免許証・健康保険証等の公的書類(写し)にて本人確認を行う。

(個人情報管理)

第25条 当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

- (1) 実施や本人確認書類などにより知り得た受講生等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(施行細則)

第26条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項が必要であると認められる場合は、当法人がこれを定める。

(養成研修事業責任者)

第28条 研修事業については、下記の管理責任者のもと遂行する。

社会福祉法人六高台福祉会 理事 地域福祉サービス部 部長 齋藤 直人

(附則) この学則は令和3年11月1日から施行する。